

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市外国語指導助手任用規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第2項第4号中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。